プチ労 101 補足の追記メモ　2019.4.28

〇追記 1：2018 年、国際連合「小農と農村で働く人々の権利に関する宣言」

2019 年中にも発効するという TPP（環太平洋パートナーシップ協定）を前にして、日本では、2018 年、矢継ぎ早に、食と命を崩壊させる規制緩和・民営化が実施された。

4 月、タネを守る種子法廃止。5 月、水道民営化と「自由に森林を伐採できる」森林民営化とモンサントの農薬・除草剤残留基準緩和。6 月、放射能汚染土の公園等への再利用決定と「築地解体の前提」卸売市場民営化。7 月、「国産牛乳が消える」乳製品自由化（日欧 EPA 締結）。12 月、漁業権民営化。

一方、同じ 12 月に、国連総会では、「小農と農村で働く人々の権利に関する宣言」が、121 か国の賛成で可決された。反対はアメリカ・イギリス・オーストリアなど 8 か国、棄権は日本や欧州など 54 か国。

この「小農権利宣言」は、6 年前から国際小農運動ビア・カンベシーナ（「農民の道」68 カ国 148 団体、構成員総数約 2 億 5 千万人、日本では農民運動全国連合会が加盟）などの活動グループが声を上げ、ボリビア政府が提案して議論を続けてきた。

同宣言が主張することは、日本が実施したことと真逆である。

前文で「世界のあらゆる地域の小農と農村で働く人々の生物多様性（＝互いに連鎖して命を育む地球のすべての生き物のつながり）の保全と改善に対する貢献、食の主権（＝社会的に公正かつ生態に配慮した方法で生産された健康によい文化的に適切な食に対するひとびとの権利）の確保における貢献を認識」すると「小農と農業労働者」をあらためて評価する。

そして、28 か条の宣言で、「土地と他の天然資源（水域・沿岸海域・漁場・牧草地・森林など）に対する権利」（第 17 条）、「安全かつ汚染されていない健康によい環境への権利」（第 18 条）、「種子の権利」（第 19 条）、「生物多様性の権利」（第 20 条）、「水と衛生の権利」（第 21 条）など彼らの労働の尊厳を守る権利を列挙した上で、彼らの「人権」を守れと謳っている。

反対の中心はアメリカ。政府代表女性は「種子や伝統農法や生物多様性などは目標（？）であって権利ではない。個人の権利や知的財産権こそ守られるべきもの」と真っ向から対立。

農業ジャーナリストは言う。「遺伝子組み換え種子や農薬に依存する農法が、先進国から途上国へ広がり、先進国大企業は莫大な利益を得ているだけでなく、途上国市場の伸びしろが、まだまだ大きいので、当然、この宣言は受け入れられないのがアメリカの本音」（山田優「日本食農連携機構コラム」2018 年 12 月 25 日）

しかし、資本の収奪と搾取に対して、世界の大勢が「小農」の意義を主張している。

＊国際連合「小農と農村で働く人々の権利に関する宣言」、堤未果「日本が売られる」

〇追記 2 :「農業綱領」後のナチスの「入植政策」ー「満州」開拓政策と相似

ナチスが農業労働者を取り込む戦略は「農民化」することであり、その具体策は「入植政策」だった。

ナチスが政権をとるとともに、1920 年代から社民党政権のもとで続けられてきた北海干拓を大幅に拡張。

そして、従来、農民と農業労働者は空間的にも分離していた入植地で、「単一の共同体の形成」ということで、農民、農業労働者、職人を近接させて混住させた。

これは、農村の雇用関係を解消するとともに、農業労働者の自己住宅と土地所有願望に答えるものだったが、同時に、「放浪」労働者にありがちだった「コーヒー飲みすぎやアル中」は入植地追放とし、「土着の勤勉な農民」像を形成する場とした。

一方、従来の農村のユンカー・大農・中農・小農・農業労働者の構造には一切手を付けず、入植地は、外国人季節労働者の「営舎」よりはましな自己住宅とわずかな土地が農業労働者にも与えられる「階級のない社会の展示場」になっただけだった。

そういうなかで、さらに、チェコ、ポーランドへの侵略が、農業労働者だけでなく農村民の支持をつなぐための戦略だった。

もともと、帝政時代から、東方はドイツの生存圏であるという「東方生存圏」思想があったが、ナチスは 1920 年に定めた 25 か条の党綱領のなかで「我々は、わが民族を扶養し、過剰人口を移住させるための土地を要求する」とした。

そして、1939 年ポーランド侵略後の 1941 年、親衛隊ヒムラーにより大規模な「東部総合計画」が策定された。25 年間に 490 万人を移住させる計画で、その前提は、現地住民の数百万人が独ソ戦で戦死し餓死し減少することで、残った住民は追放あるいは下層労働者とすることになっていた。

日本の「満州は生命線」であり、1937 年からの 20 年間で 100 万戸・約 500 万人の「満州開拓移民計画」と、現地農民を強制移住させたことも含めて、全く相似しているが、実際には、この「東方植民」への希望者が少なく、戦局の悪化とともに全体計画は未実行になった。

ただし、ポーランド南東部のザモシチには「特別実験室」として、ドイツから 10 万人が移住し、現地住民の一部は、強制労働、また、アウシュビッツなど「絶滅収容所」に送られた。

＊足立吉宏「近代ドイツの農村社会と農業労働者」、豊永泰子「ドイツ農村におけるナチズムへの道」

〇追記 3：日本は 400 万人の「移民国家」－しかし非正規化と同じ道

2018 年末、「特定技能」という新たな在留資格を創設する入国管理法の変更が成立した臨時国会で、アベは「人手不足に対応するため期限付きで外国人材を受け入れるもので、永住する人が増える移民政策はとらない」としきりに繰り返した。

たみとやで、毎週やっているこども塾に来る小学 5 年生は「うちの親の仕事とられるの？」とつぶやいていた。

従来から、日本では、「移民」という言葉がタブー視され、「日本人」だけの国であることが当然とされ、政府は、巨大な人材会社でもあるかのように、労働者たちを「外国人材」と呼び、移民や外国人を支援する専門の省庁もない。

そして、2019 年 4 月、東京電力は「“特定技能”の外国人労働者を福島第一原発の廃炉作業に受け入れる方針」を発表した。

しかし、世界で「1 年以上滞在していれば、普通、移民」というように、すでに日本に「移民」は存在するし増え続けている。

政府が「移民」の代わりに使う名称、「在留外国人」（以下「移民」）の合計数は、1988 年の 94 万人から 2018 年で 3 倍近い 264 万人であり、1990 年代以降、急増した。

日本の人口 1.25 億人の 2%。人口減少が言われる中で、「1 億人のうち移民 500 万人（5%）」という水準、つまり、ドイツ（10.1%）やイギリス（8.6%）には及ばないが、アメリカ（6.9%）やフランス（6.8%）に近い水準になるのも遠くない。

「移民」全体を出身国別でみると、2018 年で、中国 74 万人、韓国 45 万人、ベトナム 29 万人、フイリピン 27 万人、ブラジル 20 万人で、上位 5 か国で 195 万人、全体の 4 分の 3 を占める。

「移民」の在留資格に応じた状況は、あとに掲げた“**表：日本の「移民」の状況**”のとおりだが、大きく「永住移民」は、10 年以上の在留を条件として申請できて、取得すれば更新不要な「永住権」を持つ外国人。そのうち、2018 年で、日本の「侵略」と「強制連行」による朝鮮・韓国人などに与えられた「特別永住者」が 33 万人、「一般永住者」が 76 万人で合計 109 万人。264 万人の 4 割を占める。

それに対して「非永住移民」が 155 万人で 6 割。

内訳は、「永住移民」の配偶者・こどもが 17 万人、1990 年代以降、「過去の国民」として新設された南米日系人を中心とした「定住者」が 19 万人、専門性で日本に貢献してもらうという「専門・技術」が 33 万人とその家族が 17 万人、それから「留学」が 32 万人、身に着けた技能で母国に帰国して貢献する「国際交流」のためという「技能実習」が 29 万人、その他 7 万人。

1988 年から 2018 年の「移民」の純増加人数は 170 万人。
この間の急増は、まず、1990 年、日系 3 世までの在留資格「定住者」が新設されて、ブラジル日系人の間で「デカセギ」ブームがおこり、当時、数千人だった在留ブラジル人がピークで 30 万人まで増加。
この背景には、1980 年代後半から自動車・建設・農業など「3K 職場」単純労働需要が急増し、無資格で就労する多国籍の「非正規在留者」が増大したことがある。
これに「日本人だけの国でなくなる」という危機感を持った政府が、「より日本人に近い日系人」に「過去の国民」という名目で「単純労働のための資格」を与える一方、無資格就労外国人を雇う企業には、「不法就労助長罪」を設けた。
そして、虐待といえる「長期拘留」も含めて「管理強化」が開始され、1990 年には 30 万人だった「非正規在留者」は、2018 年で数万人まで激減する。

そして、同じ 1990 年に「国際交流促進」の名目で在留資格「研修」が新設され、それを吸収する形で 1993 年には在留資格「技能実習」が設けられたことに伴い、「稼げる」と言われて、手数料・保証金として多額の借金を背負って来日した中国人「実習生」が急増し、最低賃金を大幅に下回る賃金で過酷な労働条件の単純労働を強いられた。
2010 年代に入り、中国の「経済発展」にともない、代わりに「後進国」ベトナムからの「技能実習」での流入が急増して約 30 万人増加し、さらにネパールなどからも増加している。

そうしたなかでも、多くの「移民」が「日本が好き」と永住しようとしてきた。
「デカセギ」ブラジル人の多くは、2008 年リーマンショックで大量解雇され、「当面は再入国禁止」を条件とした体のいい「強制送還」である政府の「帰国支援」で帰国したが、一部は「永住者」となり、また、次第に「実習生」から「専門・技術」で在留するようになり、1990 年から 2018 年で 40 万人増加した中国人の多くが永住者となった。
その結果、1992 年には、「特別永住者」59 万人に対して、4.5 万人だった「一般永住者」が 2018 年には 76 万人になった。
出身国別には、筆頭が中国 25 万人、続いて、フィリピン 13 万人、ブラジル 11 万人、韓国 7 万人で、4 カ国合計 56 万人で 7 割を占める。

さらに「移民を背景」として日本国籍を取得した帰化者やそのこどもを含めると、日本は、すでに約 400 万人の「移民国家」とも言える。

しかし、日本人より高い外国人労働者の失業率・非正規雇用率、「就学義務」のない外国人のこどもたちの不就学率・高校中退率、その親たちへの言葉の教育機会の不足、等々、「移民」がその存在自体を否定されたこの国では、必要なケアがまったく届いていない。

表：日本の「移民」の状況　　単位：万人

	在留資格等	人数 2018/6 現在	コメント	労働者数 2018/10 現在
永住移民 （10 年以上の在留が申請条件：配偶者・定住者は特例）	特別永住者（朝鮮・韓国等） 永住者 小計	33 76 109	1992 年 59 万 1992 年 4.5 万	＊含まず 50
非永住移民	永住者の 配偶者こども 定住者 専門・技術 その家族 留学 技能実習 「特定技能」 小計	 17 19 33 17 32 29 ？ 155	 主に南米日系人 5 年 就労ある限り更新可 就学中のみ在留 最長 5 年 2018 年新設	 ＊永住者に含む 31 34 31 ？ 96
「在留外国人」（永住＋非永住合計）		264	総人口の 2%。 1989 年「在留外国人」総数 94 万（3 倍）。	146
非正規移民		7 （超過滞在者のみ）	1993 年 30 万。以降「管理強化」で激減。長期拘留問題化。	
「移民背景の国民」	帰化者 「国際児」＊ 小計	46 85 131	正確な統計なく過小な推定。 ＊帰化者や両親のどちらか外国籍でありつつ日本国籍を持つこども	
合計		402		

一方、2018 年、「移民」246 万人に対して、表の右の欄だが、「特別永住者」を除いて、企業から届出があったベースで外国人労働者は 146 万人。約 6 割を占める。

政府は、外国人労働者については、1990 年代から一貫して「日本に貢献する専門的、技

術的能力のある人材を受け入れ、いわゆる単純労働者は受け入れない」と表明してきた。

しかし、**表**にみられるとおり、146 万人のうち、「専門・技術」は 31 万人で、わずか 2 割である。外国人労働者の大半が、低賃金・単純労働の非正規労働市場を担っている。2 千万を超えるという日本の非正規労働者の 10 人に一人に近い数が外国人労働者である。

外国人労働者の急増とその就業状況は、政府の「建前」にかかわらず、1990 年代央の 1995 年、「日本の生産年齢人口（15-64 歳）のピークアウト」が宣伝されたことと、同年、日経連が「人材の流動化（＝非正規化）」を提言したこととも照応している。

そして、特に、アベの「移民政策」を審議した国会でも問題となった「技能実習」の外国人労働者の労働環境が劣悪である。

2017 年に厚労省が実施した調査では、技能実習生を受け入れる全国約 6000 の事業所で、なんと 7 割以上が労基法違反だった。

その要因は、受け入れ企業だけでなく、①実習生の募集に母国と日本ともに悪質なブローカーが介在すること、②結果として、渡航費用などで実習生は来日前から年収の 10 倍にもなる多額の借金を作っていること、③実習生には転職の自由がないこと、など制度自体に起因している。

訴えることもできず、転職もできず、帰国もできない実習生の「失踪」は、2018 年で 8 千人を超えている。

また、民間ブローカーの介在と借金は、留学生にも共通しており、転職はできても、「賃労働は週 28 時間まで」という制約のなかで、学費まで払わなければならない。

政府はこうした状況に何ら手をつけない。

それなのに、「専門・技術」と「技能実習」をつなぐといいながら、法律そのものに具体的な規定がなく、資格の運用も、「当面 35 万人」という受け入れ人数も省庁の匙加減で決められる在留資格「特定技能」が、アベの「移民政策」として新設された。

アベは「移民政策ではない」、つまり「日本は日本人だけの国である」と言い張りながら、「強い日本を取り戻そう」と言う。

しかし、労働の尊厳を奪われた“期限付き単純労働者”である「非永住移民」を増やすことは、進められてきた非正規化とまったくおなじ構図である。

「移民」に向き合わず、「日本人」からも、低賃金・長時間労働で、労働の尊厳をさらに奪い続けようとする国のなかで、「彼ら」の問題は我々の問題である。

「純粋無垢な“ひとつの日本”に戻ることはできないし、実のところ戻る場所など元から存在しなかったのだ。故郷（ホーム）は孤独に懐かしむものではなく、たまたま居合わせた人々と一緒になってつくっていくものだ。」（望月優大「ふたつの日本」）

＊望月優大「ふたつの日本―“移民国家”の建前と現実」、安田浩一「ルポ―差別と貧困の外国人労働者」